

2006年8月吉日

愛知県知事 神田 真秋 殿

愛知中小企業家同友会  
会長 佐々木 正喜  
名古屋市中区錦 3-5-18  
京枝屋ビル 4F  
(電話) 052-971-2671  
(FAX) 052-971-5406

## 2007年度愛知県の中小企業政策に関する提案

### 第1章 はじめに

### 第2章 愛知同友会と産学官連携の取り組み

- (1) 各行政関係委員の委託
- (2) 大学講座(講義)への講師派遣(2006年度)
- (3) 2005年度のインターンシップ(職場実習)実績
- (4) その他

### 第3章 私たち中小企業家同友会の基本姿勢と特徴

### 第4章 最新のアンケート調査に見られる会員企業の特徴

### 第5章 2007年度への重点要望

- (1) 人材の育成・確保の抜本的支援策を行ってください。
- (2) 地元の各自治体と連携し、中小企業の実態調査を本格的に行ってください。
- (3) 「中小企業センター」の改組・建替えにあたっては、利用者の意見を集約し、名実ともに中小企業支援のセンターとしての機能・役割を備えるようにしてください。
- (4) 解りやすく利用しやすい中小企業施策の充実を
- (5) より利用しやすい中小企業支援の施設づくりを進めてください。
- (6) 「あいち中小企業ブランド」を発掘し、「ものづくり愛知」の全世界への発信を
- (7) 「愛知県中小企業地域活性化条例(仮)」制定と「愛知県中小企業活性化会議(仮)」を設置してください。
- (8) 県内の中小企業金融制度を見直しセーフティネットの再構築をはかってください。

### 第6章 「ひと」に関して

- (1) 人材確保に関して
- (2) 人材育成について
- (3) 障害者雇用に関して
- (4) 人材を育てる中小企業へのインターンシップ
- (5) 若手への技術伝承
- (6) マイスター表彰制度を

### 第7章 「もの」に関して

- (1) 「新連携」政策について
- (2) 産業観光に関して

- ( 3 ) 地域特性を生かした総合的産業育成を

## 第 8 章 「まち」に関して

- ( 1 ) 地域振興計画の初期段階から多くの市民の主体的参加を
- ( 2 ) 地域コミュニティの主体となる商店街活性
- ( 3 ) 市町村におけるまちづくり条例の制定を促してください。

## 第 9 章 金融に関して

- ( 1 ) 愛知県信用保証協会の運用改善について
- ( 2 ) 新規創業・事業再建がしやすい新しい制度融資の創設と金融環境整備を
- ( 3 ) 借りやすく返しやすい制度融資の確立と地域にやさしい金融システム構築を
- ( 4 ) 政府系金融機関の整理・統合について

## 第 10 章 税制に関して

## 第 11 章 最後に

## 第 1 章 はじめに

近年、景気が回復基調にあるとされ、特に愛知県では特有の要因から良い状態での横ばい状態だと言われ、当会の最新の「景況調査」(2006年5月末調査 - 回答 478社)でもその傾向が現れています。しかしその内容を見ると、「原材料高・人手不足で2期連続の業況悪化」という状況で、中小企業においては格差が拡大、特に小零細企業では単に景気回復とはいえない状況が生まれております。そのことは当会の今回の政策提案に向けた調査でも現れています。

また、そうした中7月14日には原油価格は過去最高値を上回り、その後留まることを知らず、高い仕入れ価格が中小企業経営に直撃する結果となっています。また同日には、日銀はゼロ金利政策を解除し、中小企業にとっては、利払い増は経営を圧迫する大きな要因となりかねません。

このような中、中小企業、特に地域に密着する小零細企業が元気になってこそ、愛知経済がより活性化し、雇用の増大にもつながります。雇用安定と地域経済の再生の点で、とりわけ中小企業政策の充実、その為にも経営者の声や要望を聞くことが、施策づくりのスタートであることを認識していただくことを強く要望したいと思います。

そのことは世界に目を転ずると、EUでは2000年に「欧州小企業憲章」(European Charter for Small Enterprises)を制定し、中小企業を「欧州経済のバックボーン」「主要な雇用の源、ビジネスの発想を育てる大地」であるとの理念を掲げ、ヨーロッパ経済戦略の中核に中小企業を位置付けていること、さらにアメリカ小企業憲章において、「中小企業がアメリカ経済のエンジンである」と規定し、日本でいうと中小企業担当大臣を設けていることにも現れています。

日本の経済・社会・文化及び国民生活における中小企業の役割を正に評価し、豊かな国づくりの柱にすえること、そのためにも現行の中小企業基本法をはじめ、諸法令を整備・充実させる道筋を指し示すもの、それが今全国の同友会で制定を求めている「中小企業憲章」であり、各自治体での「中小企業地域活性化条例」です。

当会では2001年度より毎年、愛知県産業労働部への「愛知県の中小企業政策に関する提案」を提出し、その内容をより理解いただくべく懇談会を重ねて参りました。今回は昨年に引き続き、政策提言作成にあたって「中小企業家の現場からの声」を聞くことを重視、5月中旬に「政策要望アンケート調査」を行い、477社の企業より回答を得ました。結果、「中小企業が元気になってこそ、県経済は活性化する」という私どもの確信はさらに深まりました。

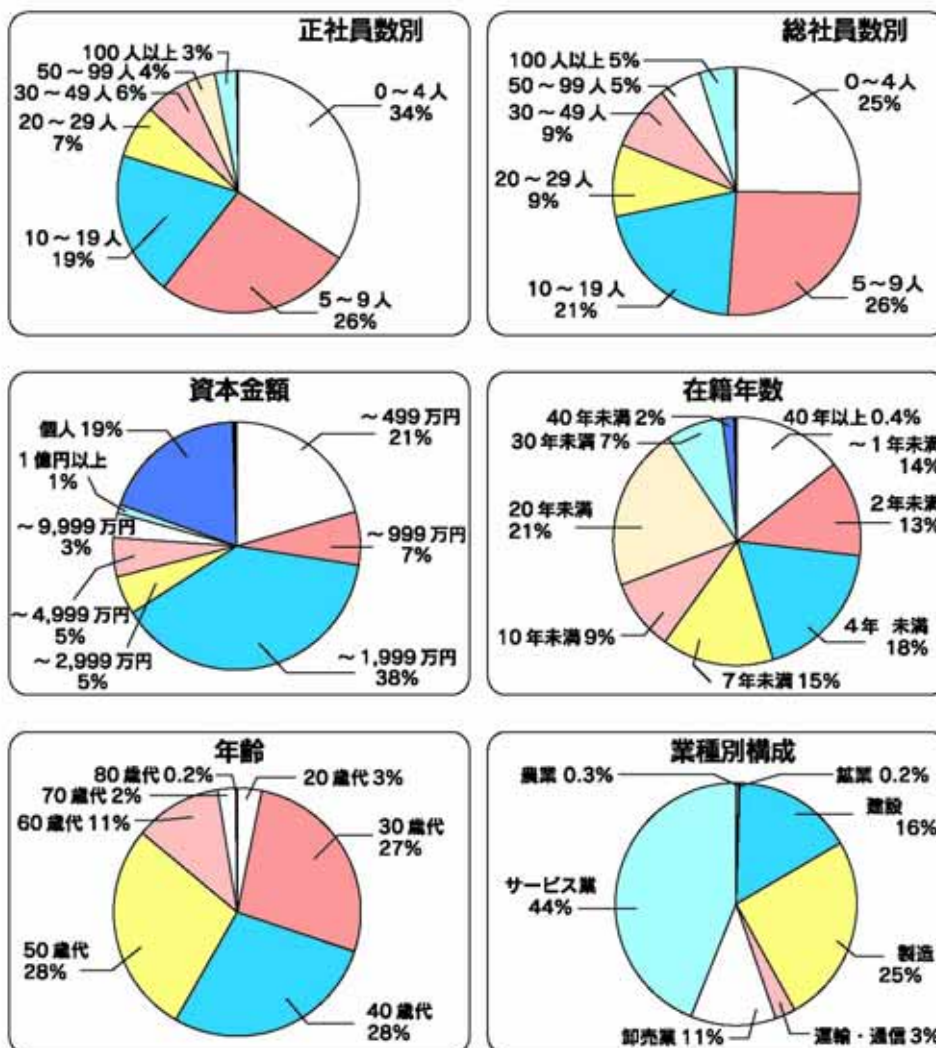
以上を踏まえ、2007年度の愛知県の中小企業政策に関して以下のように要望・提案いたします。

## 第2章 愛知同友会と産学官連携の取り組み

私たち愛知中小企業家同友会は1962年7月に47名の経営者で創立され、現在、愛知県内44の地区（基礎組織）で2700名近い中小企業経営者（平均社員数25名）が参加する異業種の経営者団体です。経営者が集いお互いに学びあうことにより「経営体質の強化」と「経営者の資質向上」をはかり、あわせて「経営環境の改善」をめざすという「三つの目的」を掲げ活動しています。昨年5月27日には秋田県に同友会が誕生し、47の都道府県すべてに同友会が組織され、約3万8千名の中小企業の経営者が参加しており、全国組織として「中小企業家同友会全国協議会」（略称：中同協）をつくっています。愛知同友会の会員構成等は以下を参照ください。

### 2006年度 ここから始まる愛知同友会

(2006年4月1日 期初会員数2671名)



また現在、愛知県のみならず、産学官での連携の取り組みが進展しています。

#### (1) 各行政関係委員の委託

国・中部経済産業局

- ・「自動車部品産業に学ぶ中堅・中小企業の生産ライン管理者の育成」事業に係わるプログラ

△開発委員（財団法人中部科学技術センター）

愛知県

- ・2006「あいち・出会いと体験の道場」委員
- ・2006「コミュニティビジネス事業推進委員会」委員
- ・2005「地域ビジネス総合支援協議会」
- ・「知的障害者地域雇用支援事業」（職場実習受入 - 就業促進課）

名古屋市

- ・2006「モノづくり文化交流懇談会」（産業技術未来博物館構想検討）
- ・2006「名古屋市工業研究所機関評価委員会」
- ・2004「産業活性化プラン策定委員会」
- ・2006「現場実習受入」（市立南擁護学校）

（2）大学講座（講義）への講師派遣（2006年度）

- ・名古屋市立大学「中小企業活性化論」（10月～、12講座）
- ・東邦学園大学「地域ビジネス特講」（4月～、11講座）
- ・名城大学「大学院経済学研究科 - フロンティア産業研究」（4月～、13講座）
- ・愛知産業大学「経営哲学特講」（6月、2講座）
- ・日本福祉大学「日本経営論」など
- ・愛知学泉大学「インターンシップ事前事業」

（3）2005年度のインターンシップ（職場実習）実績

- ・大学インターンシップ（14大学 - 学生106名）+ プレ講座
- ・高校生インターンシップ（名南工業高校、名古屋市工業高校）
- ・中学生インターンシップ - 愛知県「あいち・出会いと体験の道場」委員
- ・専門学校からの教育講座への後援依頼（名古屋法律経済専門学校）

（4）その他

- ・会活動支援ツール「あいどる」（ネット連携 - 会員限定）を使った、各行政・団体の企画の会員へのPRや調査活動への協力

### 第3章 私たち中小企業家同友会の基本姿勢と現状

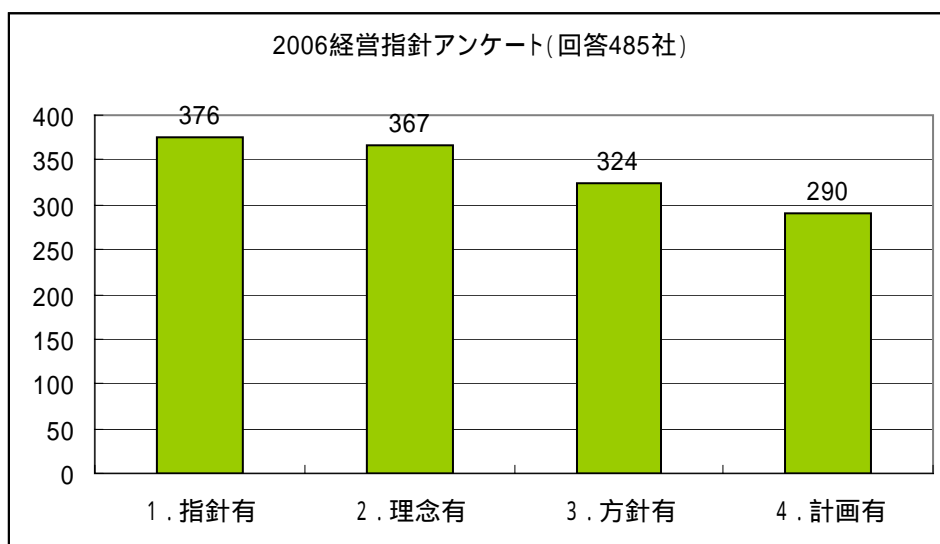
- （1）私たちは、厳しい経営環境の中でも企業の継続発展に全力を尽くし、雇用確保と魅力ある企業づくりに取り組みます。今後の景気後退の嵐を乗り切る経営指針・戦略と社内体制の構築に総力を傾けつつ、大学や金融機関等との連携、行政施策活用などを積極的に進め、企業を守り、新しい市場創造に挑戦します。
- （2）私たちは、経営指針の確立と全社実践に努力し、21世紀型企業（お客様や地域社会の期待に応えられる存在価値のある企業、労使の信頼関係が確立され、士気の高い企業）づくりをめざします。特に、企業活動の「血液」である金融を確保するためにも、経営指針を通じて金融機関の理解を深めながら、地域での金融機関との連携を強化します。
- （3）私たちは、企業活動を通じて納税者としての社会的責任を果たすとともに、税金の適正な使い方や行政のあり方にも関心を持ち、提言・行動します。とりわけ、公共投資を従来型公共事業から、生活基盤整備・社会福祉・環境保全・防災重視の生活整備型・自然再生型の公共投資へ

抜本的に転換させることを求めます。

- (4) 私たちは、企業の社会的責任を自覚し、環境保全型社会づくりに取り組みます。環境負荷の少ない企業活動を実践するとともに、エコロジーとエコノミーの統一による仕事づくりや地域づくりを行政・市民団体等と協力しながら挑戦します。
- (5) 私たちは、経営者自らの教育を含めた 21 世紀の最も貴重な資源である人づくりと、次世代を担う若者が働くことに誇りを持てる職場と社会の環境づくりに努めます。

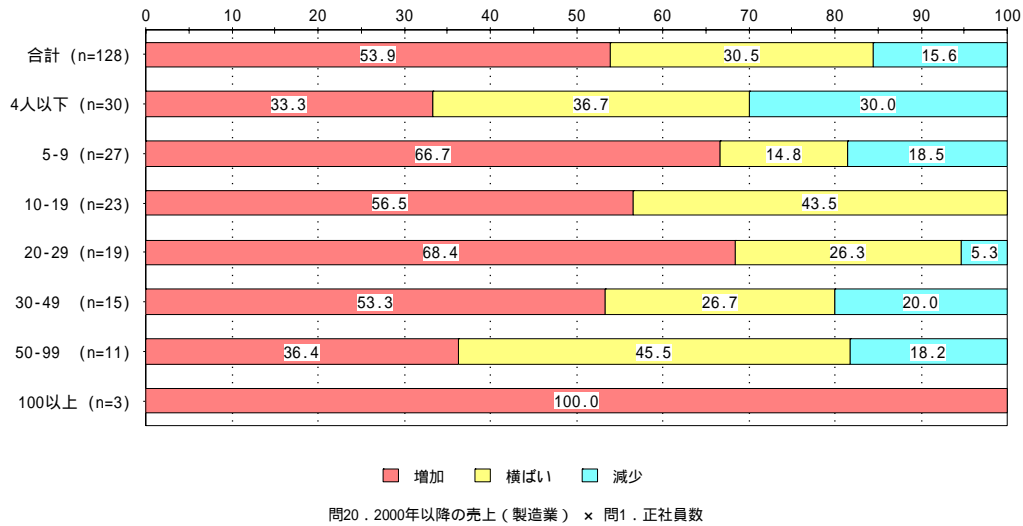
## 第4章 最新のアンケート調査に見られる会員企業の特徴

そのために、当会では経営指針づくり（当会では「経営理念」「経営方針（戦略）」「経営計画」を総称して、「経営指針」としてしています）を20年前より推進しており、最新の結果では以下のようになっています。



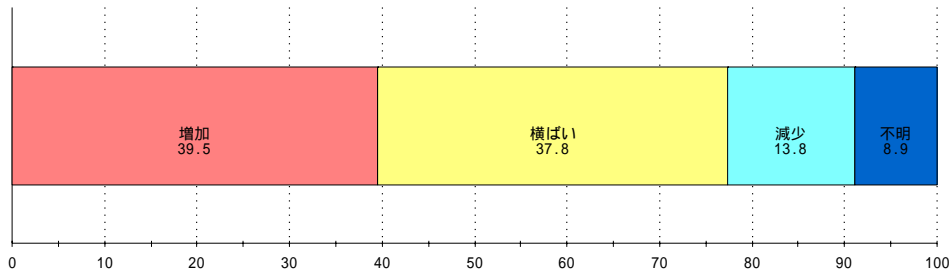
2005年愛知県の統計年鑑によると、愛知県内約15万の事業所の内99%を中小企業が占めています。今年度調査で、近年の業績（売上）について尋ねたところ、「増加」が製造業（回答128社）で53.9%、非製造業（回答349社）で39.5%となっており、当会は「元気な中小企業の集まり」であると考えています。こうした元気な中小企業活動は、前章で述べた「同友会の基本姿勢」を貫いているからだと考えています。

製造業 128 社



### 非製造業 349 社

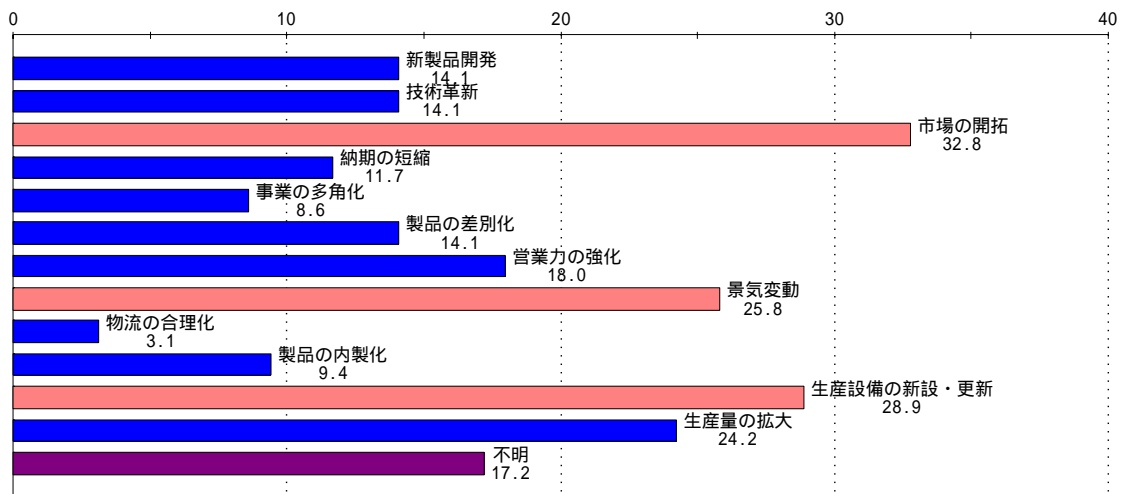
問36. ここ2-3年の業績（非製造業） n = 349



上記の売上増の要因として「製造業」では、市場の開拓（32.8%）と生産設備の新設・更新（28.9%）となっています。

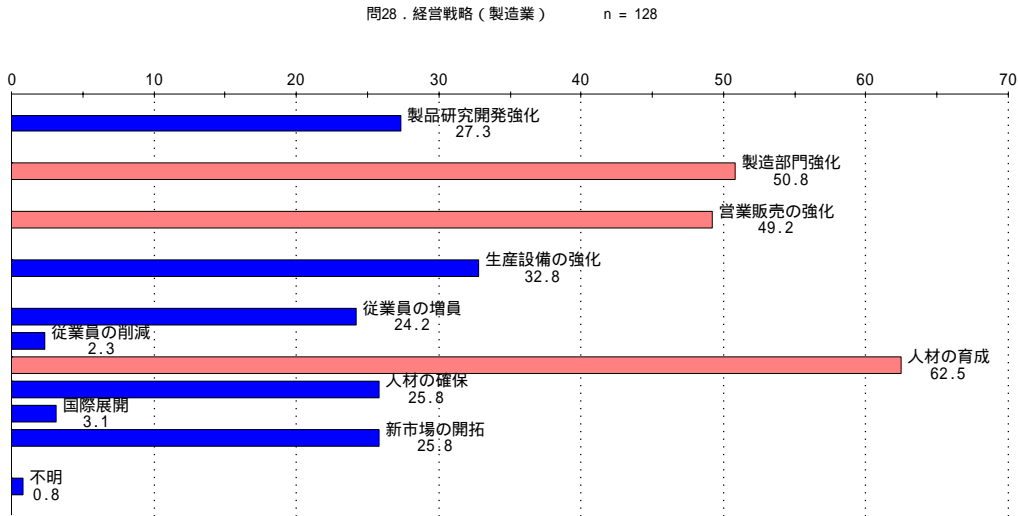
### 製造業 128 社

問21. 売上高要因 n = 128



今後の経営戦略（複数回答）

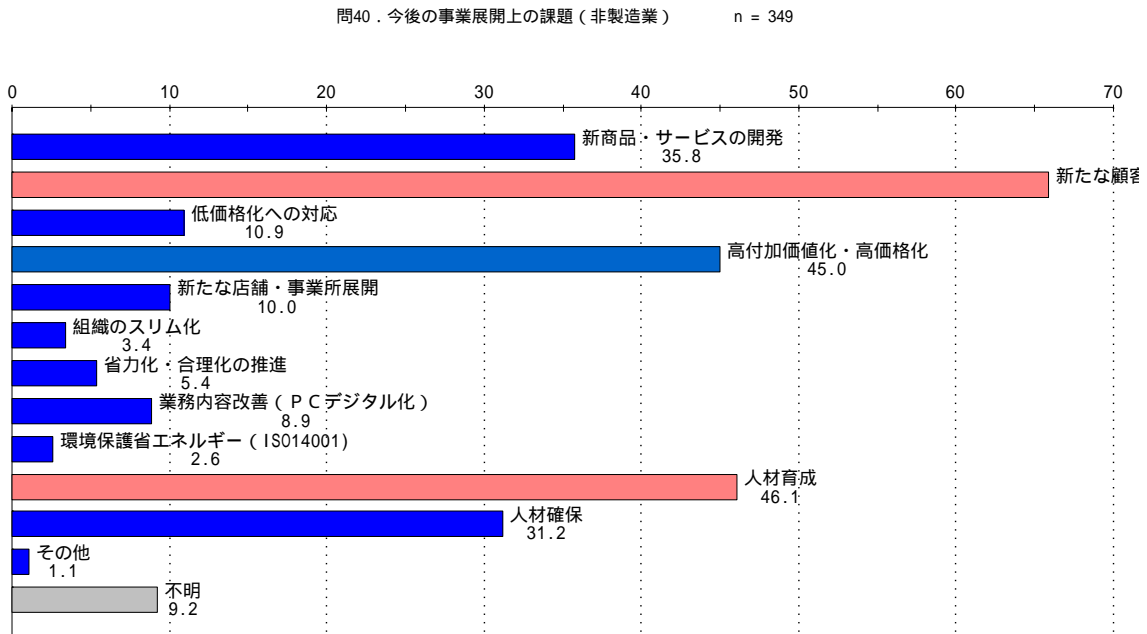
製造業（回答128社）

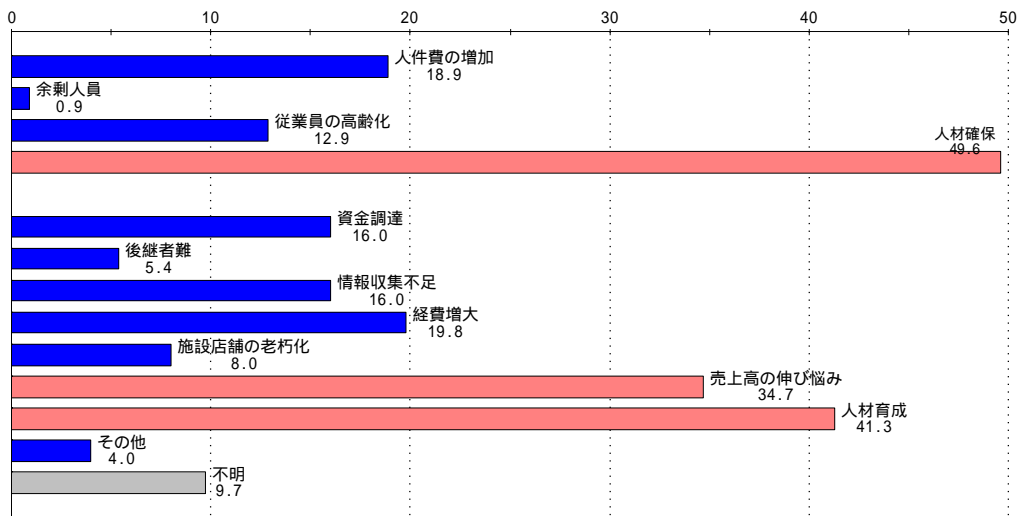


今後の事業展開の課題を見ると、製造業では「人材育成」が最も多く、以下「製造部門強化」「営業販売の強化」となっており、「人材確保」は相対的に少なく、また製品・研究開発強化や生産設備強化も上位3点と比較すると低いという結果となっています。

今後の経営戦略（複数回答）

非製造業（349社）





「非製造業」においては、今後の事業展開上の課題としては、新たな顧客開拓、人材育成、高付加価値化・高価格化が、問題としては、まずは「人材確保」、続いて「人材育成」と「売上高の伸び悩み」が挙げられます。ここでは、人材育成よりも人材確保が回答数が多いという結果となっています。

## 第5章 2007年度への重点要望

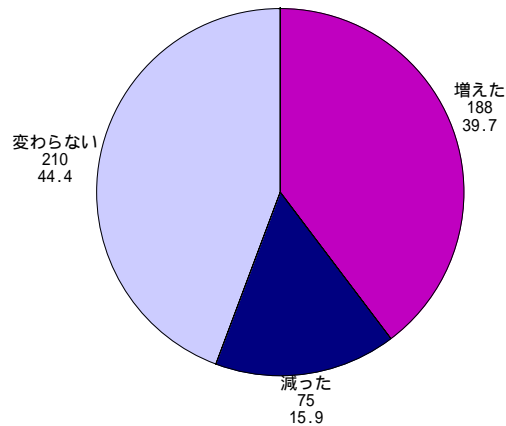
(1) 人材の育成・確保の抜本的支援策を行ってください。(詳細は第5章)

06年7月の愛知県の有効求人倍率は2倍近い状況であり、愛知万博や中部国際空港が終了したといえ人手不足は一向に改善しておらず、中小企業において深刻な状況が続いています。本年の調査でも、以下のような結果となっており、人材を確保しても、確保できない状況が、「変わらない」にあらわれています。

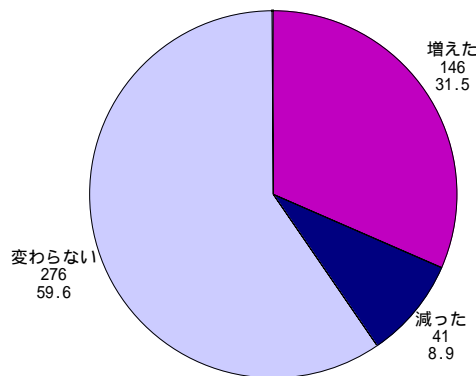
私ども同友会でも「共育」理念（経営者と社員が共に育つ）を貫き、人材育成や過去30年にわたる共同求人活動などで、「人の問題は経営の根本問題」として考え、実行してきました。既存の人材の育成と人材の確保をどうするかによって、愛知県内15万の中小企業の将来がかかっていることを強く認識してください。



問42. 雇用（正社員数）（3年前との比較）



問43. 派遣・契約・パート・アルバイト増減（3年前との比較）



中小企業の新規学卒者など若手人材を確保するための方策を強力に推進してください。具体的には、「若者と中小企業とのネットワーク構築事業」がスタートされますが、当会等が取り組んでいる共同求人活動やインターンシップ、大学等での中小企業論講座などの中小企業の魅力と正確な情報・知識を発信し、中小企業への正しい認識を促す事業への支援を行ってください。

「人材投資促進税制」などの外部研修支援に限定せず、社内研修・OJT費用など中小企業の実態に合わせた柔軟で広い対象とした支援策をはかってください。教育訓練を就業時間外で行わざるを得ないなどといった中小企業の実態にあわせて柔軟に活用できる教育訓練助成制度の拡充と申請手続きの簡素化をはかってください。

人材育成、確保についての施策展開に関して「どのような人材が今後必要なのか」等、中小企業家が要望している施策（施策充実・改定を含む）づくりをすすめることが大切だと考えます。

その意味で、愛知県が2006年2月に発表した「モノづくり人材育成愛知モデル」に基づく、「産業人材育成推進協議会（仮称）」に、中小企業家の声が十分に反映するようにしてください。

(2) 地元の各自治体と連携し、中小企業の実態調査を本格的に行ってください

全国的な経験で東大阪市、大阪市、京都市、東京墨田区が実施した現場に出向く実態調査によって、地元の中小企業の現状を初めて詳細に把握することができたとされています。今後の中小企業政策に現場の実態を把握し、現場の声を生かすためには、継続的な調査データの収集とその更新が必要です。各自治体と連携し、中小企業実態調査のための支援策を講じて下さい。

(3) 「中小企業センター」の改組・建替えにあたっては、利用者の意見を集約し、名実ともに中小企業支援のセンターとしての機能・役割を備えるようにしてください。

産業貿易館、県勤労会館との機能を集約し、「産業労働センター」(仮称)という名称になるようですが、何らかの形で「中小企業」名を残すなどを検討ください。

日常的に中小企業が利用・活用できる施設にしてください。2006年3月閉館以前、当会では「中小企業センター」の会議室利用が年間250回を超え、当会の諸活動においてなくてはならない施設となっていました。また、名古屋駅前という愛知県全体からもっともアクセスやすく、日常的に中小企業が集まって利用できるスペースは極めて重要なものです。建て替えにあたっては、現在と同規模の会議施設(会議スペース)の確保と中小企業が利用しやすい使用料金を設定してください。

中小企業支援機関の「ワンストップ・サービス」センターとして拠点強化をはかってください。利用者の立場にたった施設、各種中小企業支援政策の窓口一本化である「ワンストップ・サービス」センターとしての拠点強化をはかり、国・県・市・省庁別支援策や3つの支援センターを1ヶ所にまとめ、一層にきめ細かく充実した支援と内容の高度化をはかってください。

上記にあたって、今後の運用・利用にに関して広く意見を交換できる場を設けてください。

(4) 解りやすく利用しやすい中小企業施策の充実を。

中小企業施策が「利用していない」「聞いたことがない」という昨年の結果より、中小企業経営者の大部分が県の施策を十分認識していない実態が明らかになりました。さらに利用にあたって、「手続きが煩雑」「書類があまりにも多く、途中で放棄した」「何度も役所へ通わないといけない」等の声も聞かれ、「ハードルが高い」という実態がうかがわれました。加えて、「施策名が一読しただけでは何の為の施策かわからない」「特定企業しか活用できない」といった声が聞かれます。

愛知県では中小企業施策のガイドブックなどが発行されていますが、中小企業にとって利用しやすいものとはなっていないようでした。その後ヒアリング等の申し入れがあり、意見交換の場を設けることが出来ました。感謝しております。しかし、「利用者本位」で「中小企業家が要望している政策にフィットしている施策はどれなのか」など、中小企業家にとって、わかりやすい施策の充実と拡張をもとめます。

(5) より利用しやすい中小企業支援の施設づくりを進めてください。

昨年調査によると、「利用したことのある施設」(複数回答)に関して、60%強が施設を利用していないというような結果となっています。「どのようであれば利用しますか」との質問について、「自社の技術開発などに役立つなら利用する」「施設の中身がわかれば利用する」の回答が圧倒的でした。

せっかくの中小企業支援の施設も利用されなければ「宝の持ち腐れ」です。どのようにすれば中小企業にとって利用しやすくなるのか、施設の利用時間帯も含めて、中小企業経営者の要望や意見を取り入れる話し合いの場の設定をもとめます。

中小企業にとってわかりやすく利用しやすい施策や施設のあり方を検討する恒常的なワーキンググループなどを構築してください。支援施策の広報（例えば「施策ガイドブック」づくり）のあり方や、施策名称、使いやすさ、手続き、会計処理の簡略化など、より実践的で施策効果の高いものとするための検討会議や継続的学習会などを構築してください。

また商工会・外郭団体などで行われる各種支援策がバラバラなものとしてではなく、統一補完的内容で総合相談が1カ所で行えるように窓口を集約統一化し、きめ細かい支援体制を充実強化して下さい。

愛知同友会では会員専用のグループウェア「あいどる」という2600名の経営者のネットワークがあります。これを利用して現状把握（調査）や企業家のニーズ把握、また施策関連に対する意見（モニター）等についても積極的な協力を行いたいと思います。

(6)「あいち中小企業ブランド」を発掘し、「ものづくり愛知」の全世界への発信を

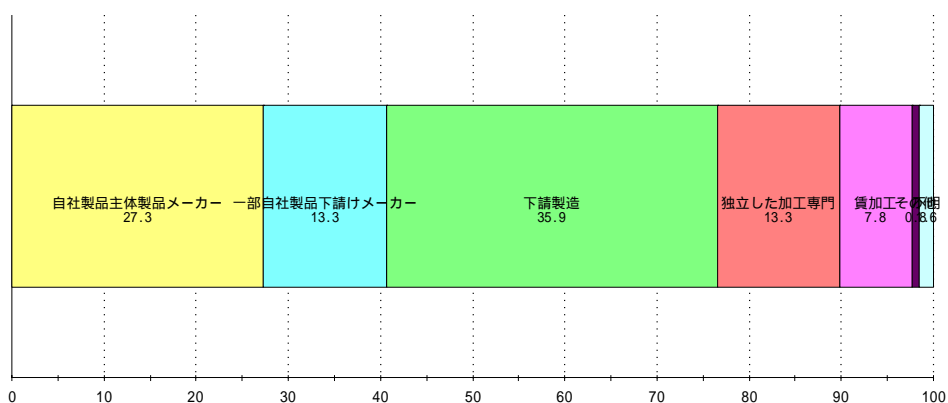
以下が当会の最新の調査結果です。

最終完成品、自社ブランド、他社との差別化、シェア特性、独自技術の有無

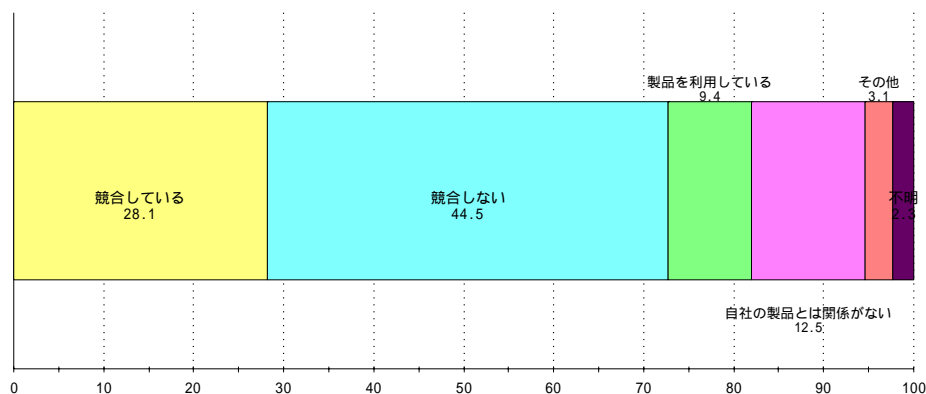
	最終完成品製造		自社ブランド製品		他社との差別化		シェア特性		独自技術	
	回答数	構成比 (%)	回答数	構成比 (%)	回答数	構成比 (%)	回答数	構成比 (%)	回答数	構成比 (%)
あり	54	42.2	40	31.3	70	54.7	11	8.6	43	33.6
なし	74	57.8	87	68.0	58	45.3	117	91.4	83	64.8
合計	128		128		128		128		128	

注：合計には、「不明」を含む。

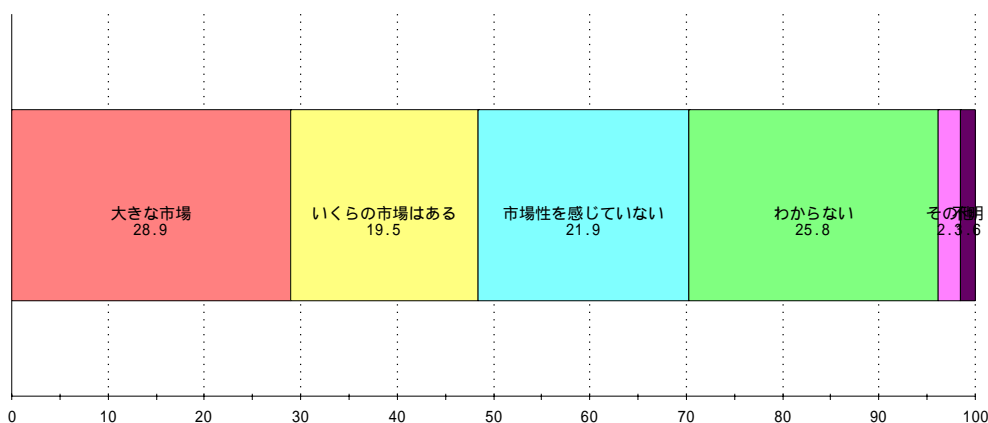
問6.生産形態 n = 128



問23. アジアとの競合（製造業） n = 128



問24. 市場としてのアジア（製造業） n = 128



現在愛知県では、愛知ブランド企業を認定していますが、調査では、「シェア特性あり」「自社ブランドがある」、「最終完成品あり」とする会員企業が上記のように多数あります。ものづくり中小企業の中核は「東の大田」「西の東大阪」と言われていますが、愛知の中小企業も数多くの独自ブランドなり、シェア特性を持っています。愛知ブランド企業を拡大し、ものづくり愛知の中小企業を世界に情報発信していく必要があると考えます。

中小企業特性を生かした「中小企業ブランド」として、「愛知ブランド企業（中小企業）」の育成強化をはかり、TVコマーシャルや番組などマスコミで紹介するなど一層のPRを行ってください。「新愛知県産業労働センター(仮称)」など経済人材交流拠点となる都心立地において、東大阪市の「技術交流プラザ」などを参考に「愛知ブランド企業（中小企業）」のインキュベーションセンターやマーケティングセンターなどを構築し、対外的にも中小企業にも魅力ある「愛知ブランド」のアピール拠点をつくってください。

また今年度の調査では東アジア市場との関連があきらかになっており、世界的なものづくり情報発信サイトの構築（英語版、中国語版など）を急いでください。

(7)「愛知県中小企業地域活性化条例(仮)」制定と「愛知県中小企業活性化会議(仮)」を設置してください。

今、私ども全国同友会では「中小企業憲章」制定に取り組んでおり、その地域版ともいえるのが、「中小企業地域活性化条例」です。県の産業政策の柱に中小企業を位置付け、体系化し、その根拠として「中小企業地域活性化条例（仮称）」の制定が必要だと考えます。

新中小企業基本法では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する（第6条地方公共団体の責務）」と規定しています。

その規定から要請されることは、中小企業政策を産業政策の柱と位置付ける理念を明確にし、どんな時代にあっても揺ぎなく実効性のある中小企業政策を講じることができるよう環境を整備することであり、その根拠として「愛知県中小企業地域活性化条例（仮称）」を制定することが必要だと考えます。

すでに埼玉県では、「埼玉県中小企業振興基本条例（2002年12月24日施行）」により、「中小企業立県」を宣言しました。最近では三重県が「三重県地域産業振興条例（2006年4月1日施行）」を実施し、千葉県でも「中小企業元気戦略（元気条例）」づくりの取り組みなどが進んでおり、条例制定は時代の要請ともなっています。

愛知県においても、上記のような条例制定に取り組んで下さい。

また、幅広く中小企業経営者の意見を集約し、その実現方向を検討するための「中小企業地域活性化会議（仮）」を設置するなど、条例制定の仕組みをつくってください。またその構成メンバーとして幅広い業種・業界からメンバーを募ってください。

（8）県内の中小企業金融制度を見直しセーフティネットの再構築をはかってください。

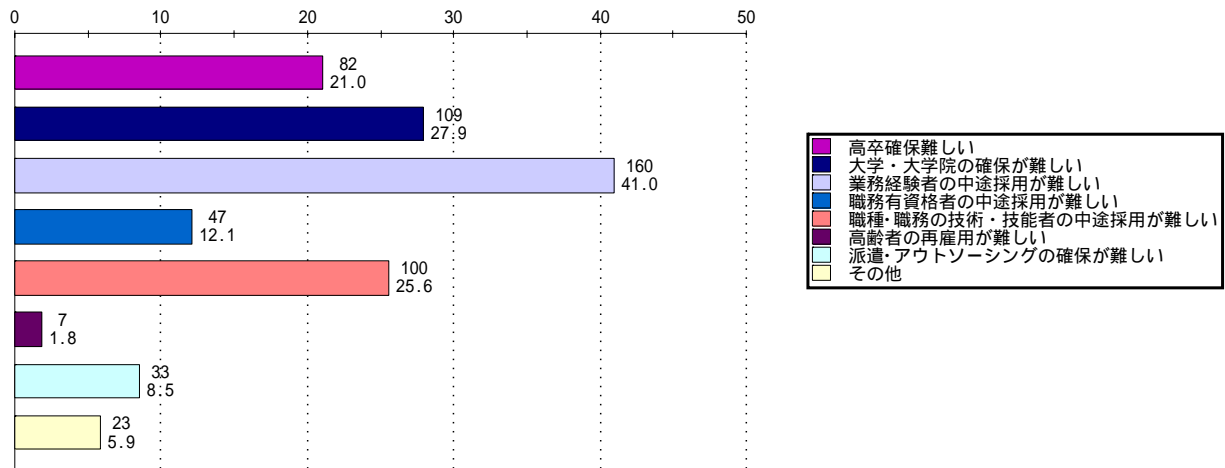
政府系金融機関の統廃合、保証料率の弾力化がおこなわれるもとで今後の中小企業金融のセーフティネットが懸念されます。また日銀のゼロ金利の解除などから金利上昇を懸念する声もあります。制度融資や政策的助成制度の充実、信用保証制度の充実などをおこなう審議会を創設し、抜本的な対応を検討してください。構成に当たっては中小企業団体、信用金庫協会や地域金融機関の代表、学識経験者などを含めてください。

## 第6章「ひと」に関して

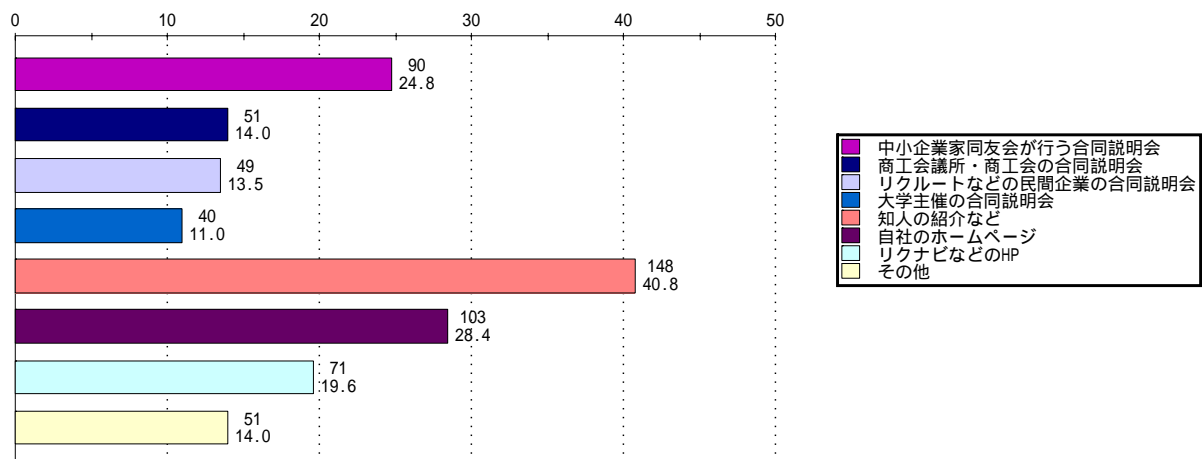
（1）人材確保に関して

同友会としては中小企業の経営革新の努力を呼びかけるとともに、中小企業全体の実態を正しく社会に伝えることに努めています。特に、中小企業が人材採用を進めていくためには、中長期的に学生、生徒、児童、教員、自治体職員などに対して、中小企業を身近に理解してもらう環境作りが重要だと考えます。

問53. 人材確保の問題点



問54. 新卒者の人材確保の方法



#### 教員・自治体職員の職場体験・研修の実施

学生、生徒、児童の参加だけでなく、教員、自治体職員の中小企業での職場体験・研修を実施してください。これは学校・行政にとって地域を支える中小企業を理解してもらうことにつながり効果が大きいと考えられます。高校生の就職指導にも効果があると考えられ、施策立案の際にも、自治体の担当が中小企業の実態を知っていることは大きなプラスとなると考えます。

#### 中小企業教育（起業家教育）と副読本の作成

学校教育の中で日本経済・社会に果たす中小企業の役割を正確に伝えるとともに、起業家教育もあわせて進めてください。その意味での義務教育での「中小企業読本」（仮称）の作成と授業カリキュラム編成を検討してください。

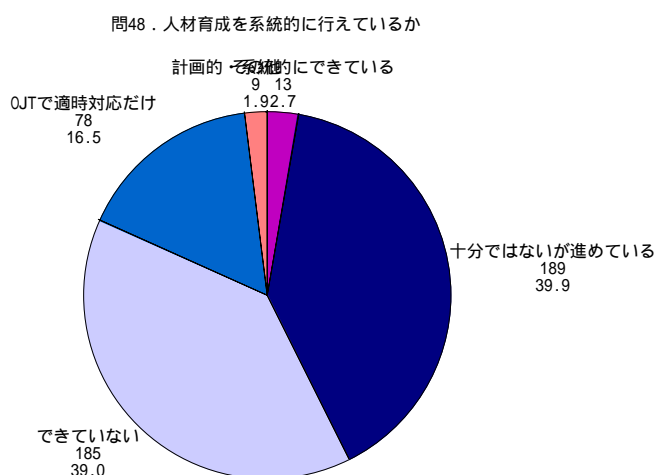
#### 大学での中小企業経営者による講義支援

同友会の会員経営者は、先に述べたように数多く大学・大学院で講義を担当しています。可能であれば、コーディネート業務など、県の支援施策をお願いします。その中では、県のバックアップによる寄付講座も検討してください。

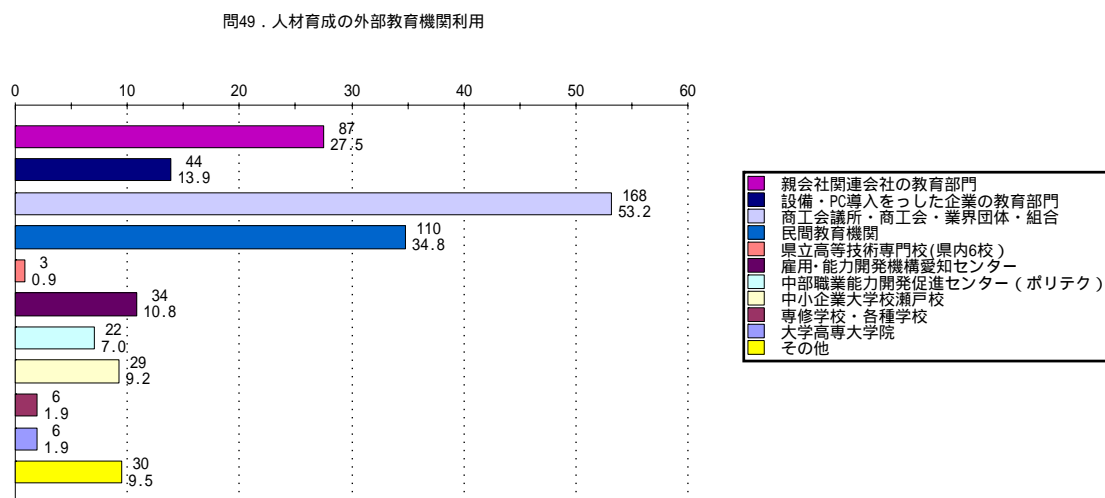
職安主催の合同企業説明会開催数が増えるよう県としても働きかけ、中小企業参加の機会を広くPRして下さい。

## (2) 人材育成について

人材育成が系統的におこなわれているのは  $2.7\% + 39.9\% = 42.6\%$  の企業が系統的に人材育成を行っていることがわかりました。「系統的に人材育成ができていない」企業も  $39.0\%$  でほぼ4割の企業ができていません。OJTでの対応は  $16.5\%$  となっています。



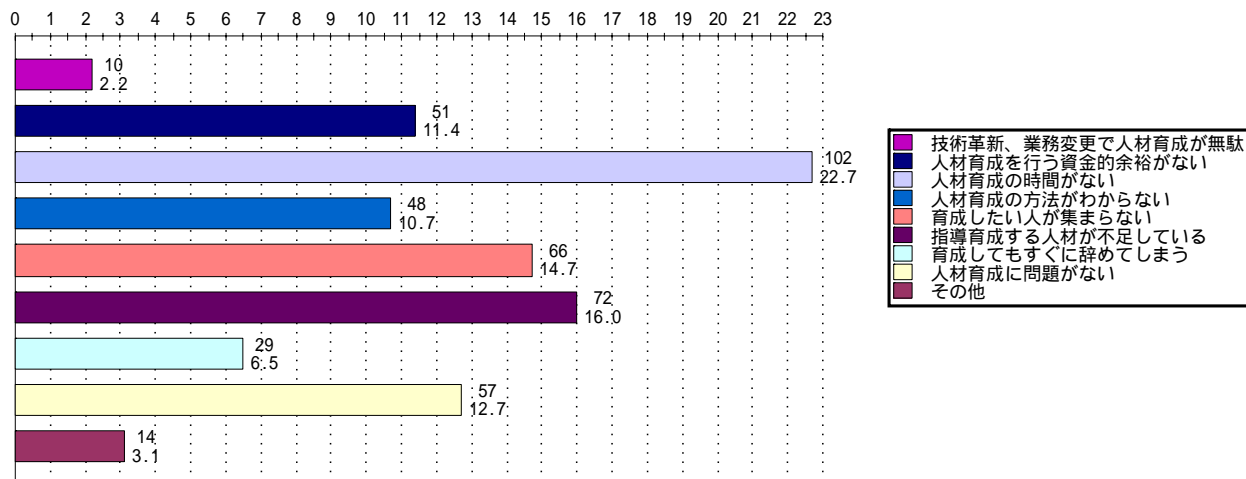
商工会議所、商工会、業界組合などでの人材育成を行っている企業が  $53.2\%$  でもっと多く、引き続き第2位は「民間の教育機関」で  $34.8\%$  となっています。その反面、少ないのが県立専門技術校  $0.9\%$ 、瀬戸の中小企業大学校  $1.9\%$  であり、公的機関はほとんど利用されていない現状です。



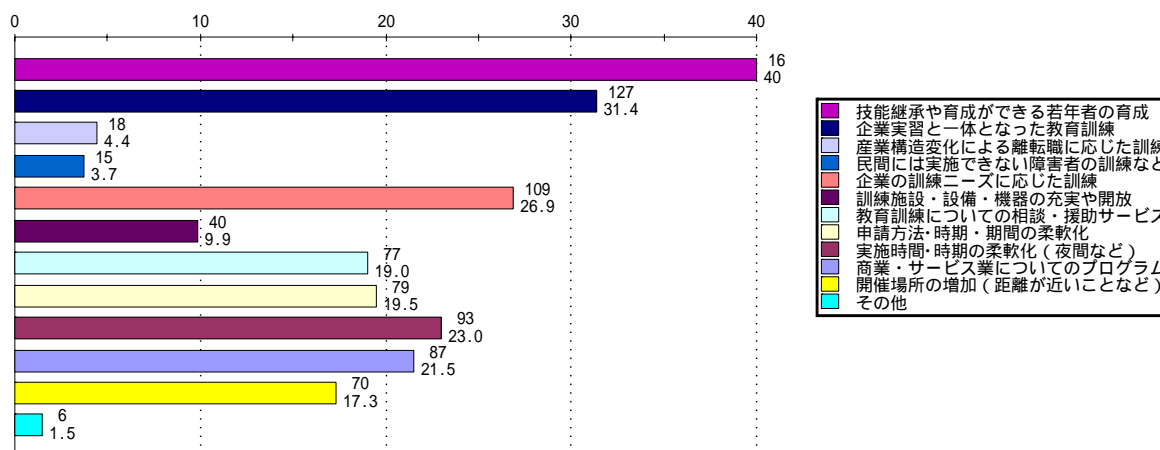
人材育成の問題点として、人材育成の「時間がない」とする企業が  $22.7\%$  と最も高く、2位は「指導

する人材が不足している」、「人材育成したい人が集まらない」、「資金的余裕がない」と続き、人材育成のお金よりも、「時間がない」という中小企業の実態があきらかになりました。

問50．人材育成の問題について



問52．公的な職業能力開発をさらに利用するために



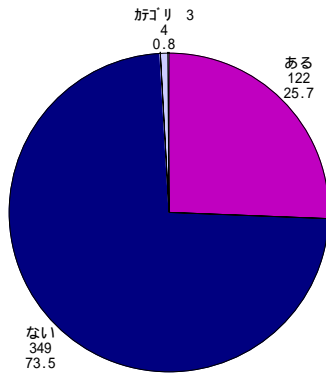
中小企業を対象とした人材育成における課題や問題点に関する実態調査を行ってください。また、今後の施策づくりでのヒアリング等の場を設定して、中小企業家の現場の要望を聞く場を設けてください。

### (3) 障害者雇用に関して

「障害者の雇用を考えたことがある」企業は25.7%(122社)にもなっています。

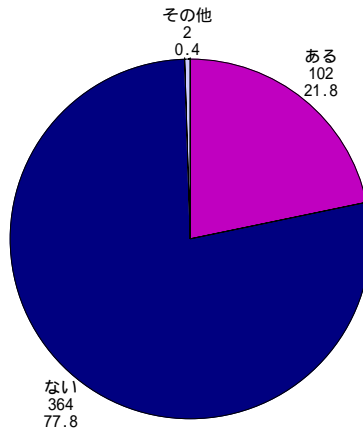


問44. 障害者雇用を考えたことがあるか



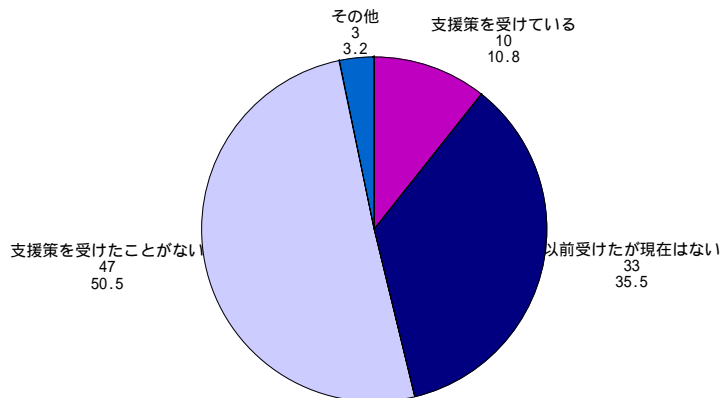
「障害者を雇用したことがある」もしくは「現在雇用中」の企業は102社21.8%もいます。会員企業の21.8%もの企業が障害者を雇用していることが、今回の調査でも明らかになりました。

問45. 障害者の雇用の有無（現在雇用中含む）



現在、障害者を雇用している企業は61社あるにも関わらず、支援を受けている企業は10社しかなく、また、「以前受けたが現在ない」も33社にのぼっています。「支援策を受けたことがない」企業も47社にのぼっており、企業の「自己努力」に任されているというのが現状です。

問47. 障害者雇用支援策の利用



ハンディを持つ障害者と共生できる充実した社会を目指し、自分を試す機会を与え、能力に応じた職業につき、生きがいと働きがいのある雇用に機会を提供するためにも以下をお願いします。

雇用時の形態（行政機関経由雇用、直接雇用）によって被助成に差異の無い様に制度の見直しを要望します。

障害者雇用手続きの簡素化を要望します。

雇用実態と社会情勢に柔軟に適合できるよう制度の見直しを要望します。

また中同協の 2007 年度の政策要望で以下のことを要望していますので、愛知県としても以下の点を国に要望ください。

中小企業における障害者雇用を促進させるような支援策の拡充と利用手続きを簡素化すること。障害者雇用を実際に職場で支援する「ジョブコーチ派遣制度」は、職場実習の場合も利用できるようにするなど、一層の充実を図ること。特に、ジョブコーチの養成と増員を急ぐこと。また、地域で生活し働く障害者の自立を支援するため、地域の事業者団体や学校、障害者団体、行政が連携をさらに密にしながら生活支援・就労支援センターを核とした事業を充実させること。グループホームなど、地域における生活を支援する制度の拡充を図ること。

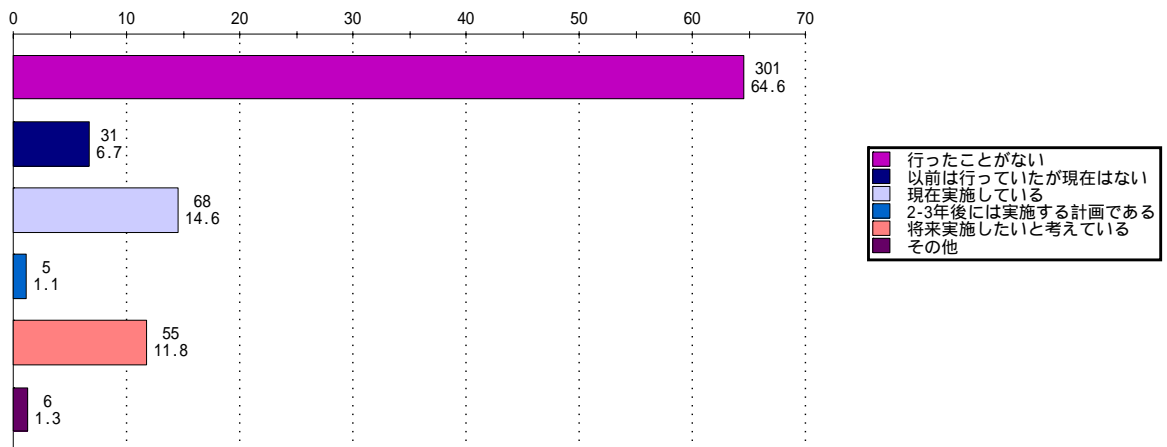
障害者作業施設設置等助成金などの適用にあたっては、障害者雇用を前提として施設の設置や整備を行った場合、雇用前であっても助成金の支給を実施すること。また、障害者の雇用は、地域などから頼まれて雇用することも多いが、このようなハローワークを通したものではない障害者の雇用についても、助成金の対象とすること。

障害者の雇用状況の調査とその公表に当たっては、大企業より中小企業の方がより多くの障害者を雇用している実情が正確にとらえられるように、法定雇用率適用外の従業員規模 55 人以下の企業における障害者雇用の状況も毎年調査し、発表すること。

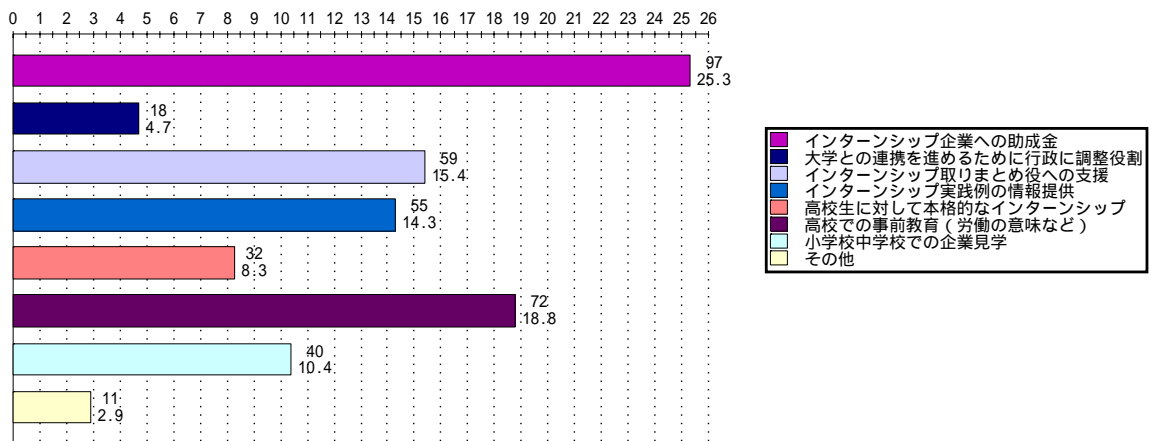
#### (4) 人材を育てる中小企業へのインターンシップ

同友会のインターンシップは、直接的な求人活動の手段とするのではなく、「学生が働く意味や生き方を学ぶ機会」として教育理念を重視し、広い視野から社会活動の一環として取り組んでいることに特徴があります。キックオフセミナーや修了式、各企業での研修プログラムなどの準備を周到に行い、学生が的確な就職観や社会観を養うことで企業選択のミスマッチ防止や主体的な就職活動への援助を行っています。

問57. インターンシップについて



問60. インターンシップ促進のために必要な施策

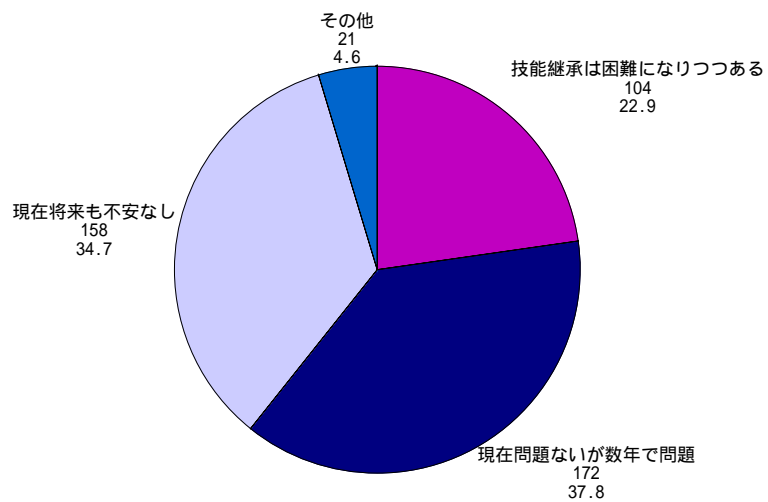


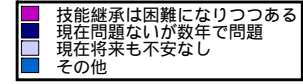
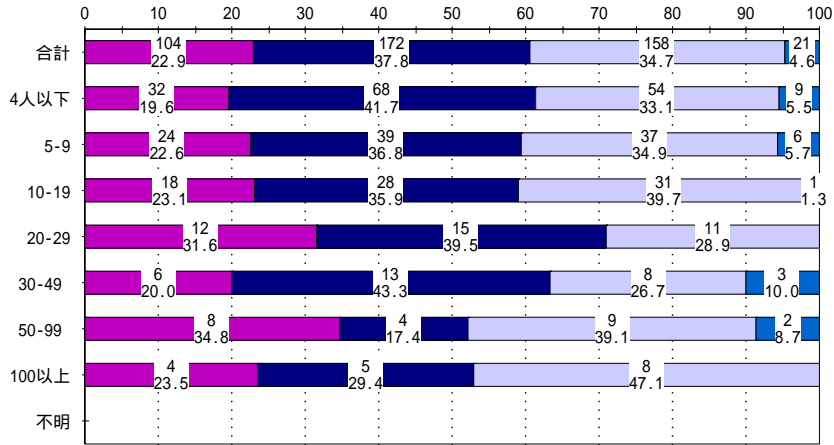
人材を育てる中小企業へのインターンシップを積極的にすすめるよう、大学や工業高等専門学校、高校への指導を強めてください。その際受け入れ当該中小企業や受け入れ窓口となる団体に対して、インターンシップに関わる準備等への助成・支援制度を設けてください。また受け入れ企業への助成制度（お金よりも時間的な制約が大きいことを加味し）を検討ください。

(5) 若手への技術伝承

当会の最新の調査では以下のような、やや楽観的な見通しとなっていますが、今後、人材採用の困難さとあいまって、企業存続にかかわる問題となってくることが予想されます。

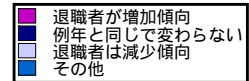
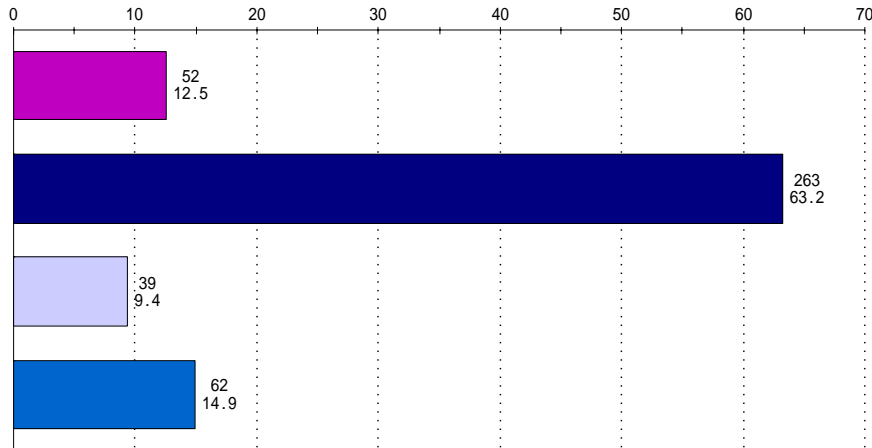
問51. 技能継承について



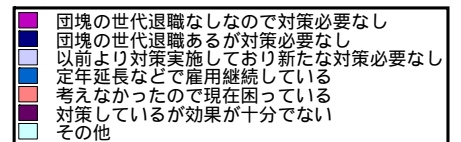
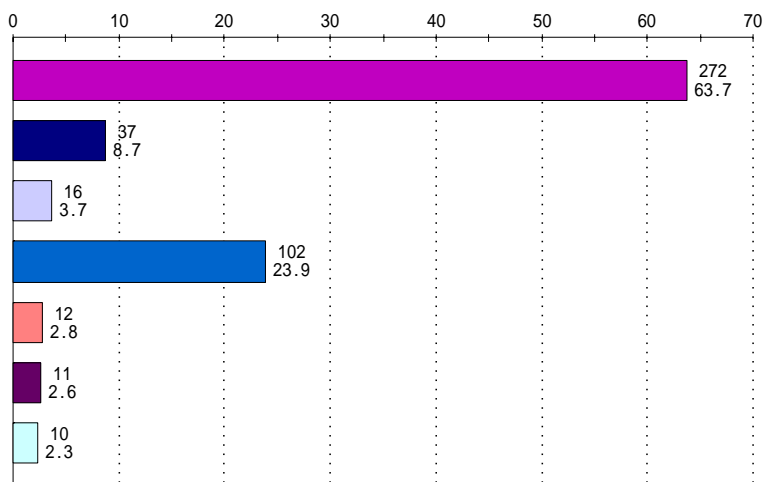


問51. 技能継承について × 問1. 正社員数

問62. 団塊の世代退職の動向



問63. 団塊の世代退職対策について



熟練技術、高度な難加工技術、基盤技術の弱体化懸念が一層強まっています。多くは中小零細製造業が支えている分野となります。高齢者の定年再雇用と若者雇用のセットでの助成金、マンツーマンOJT教育への支援プログラムや若者のモチベーションアップをはかる若者マイスター資格制度など、中小零細製造業における若手への技術伝承が積極的に行えるような各種きめ細かい支援策を検討して下さい。

## (6) マイスター表彰制度を

マイスター表彰制度なども、「愛知を支える基盤技術構造」や「維持強化すべき技術」を明らかにし、愛知の独自性を強く打ち出したものとして下さい。中小企業での技術継承により活用しやすく、また、若者が希望を持ってチャレンジして一段一段キャリアアップをはかれるような統一性のある施策へと、さらに改善をはかって下さい。

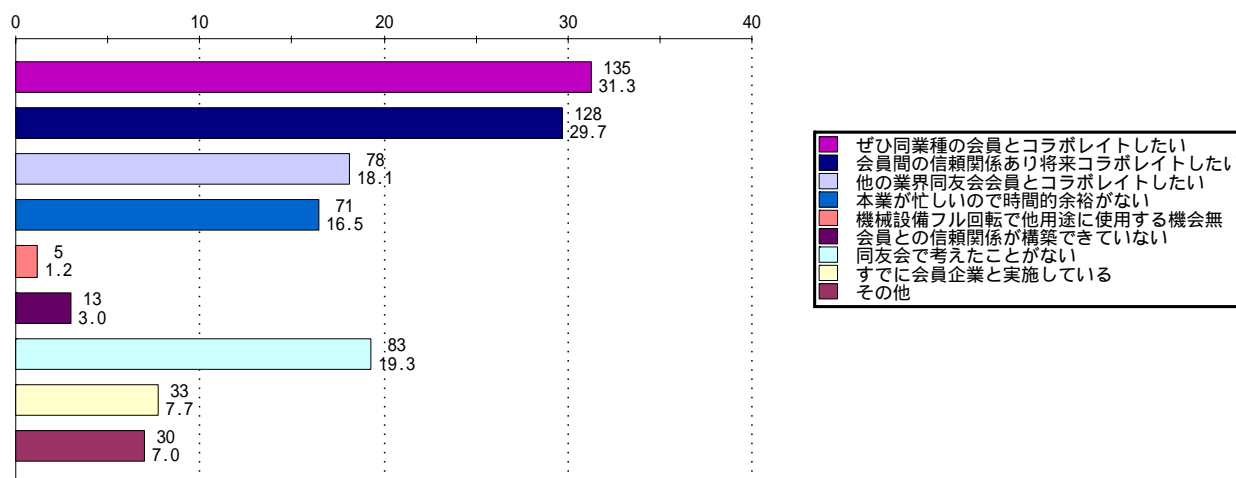
## 第7章「もの」に関して

### (1) 「新連携」政策について

同友会は愛知県下2600社を越す異業種の中小企業家の集まりで、様々な業界組合、商工会議所、商工会に参加しています。そして「経営者として自社の企業を継続的に維持し、発展させていく」ために学ぼうと、互いの経営体験を交流し、謙虚に学びあうことを目的とした年間2000近い同友会会員の集まり自体が、「新連携」施策の展開の基礎となります。

また、今回の調査では、すでに実施している企業が33社にものぼりました。また135社から「ぜひ同業種の会員とコラボレイトしたい」、128社からは「会員間の信頼もあり将来コラボレイトしたい」という回答が寄せられています。ただ「時間的余裕がない」という回答も78社から寄せられています。

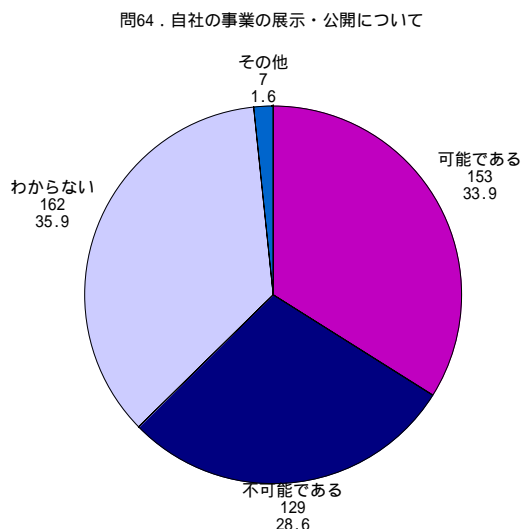
問65. 新連携・ネットワークについて



上記の実情を勘案していただき、より利用しやすい制度にしてください。

## (2) 産業観光について

観光客を増加させる意味でも、展示可能な企業が153社(33.9%)にものぼっています。



一部大手の工場見学や産業観光施設に加えて、東京墨田区の「3M」(「小さな博物館(ミュージアム)運動」「モデルショップ運動」「マイスター運動」)等を参考にして、施策を考えてください。

## (3) 地域特性を生かした総合的産業育成を

愛知製造業の競争力の下支えをしている、既存中小零細製造業の独自技術力や役割等の発掘評価およびその基盤構造を調査研究し、その現実から出発した「愛知独自の」地域性を持った5～10年後の愛知産業育成策づくりを行って下さい。愛知には、「匠の技」や核となる強みを持った中小零細企業が多く存在し地域経済を下支えしています。それらは中小零細企業特性からの強みであることが多く、経験による熟練技能から新たな技術や開発も行われて進化していることだといえます。その競争力の源泉である実態を正確に把握し、実態にもとづいた現実的効果のある長期的総合的施策を構築してください。

## 第8章「まち」に関して

愛知同友会の「2010年をめざす新ビジョン(2010ビジョン)」は2つの旗印「自立型企業づくり」(経営指針の確立)と、「地域社会とともに」の2つの旗印を掲げており、「地域社会が活性化しないと企業経営は維持できない」という認識を持っており、地域社会・地域経済の活性化に、積極的に貢献したいと考えています。「地域経済の活性化・安定と中小企業・自社の成長・安定は不可分」という前提で以下を提案します。

以下、出典は昨年の「2005 年度政策アンケート」より

問 54 . 地域行事・催事・学校活動・「まちづくり」への協力経験、現在の協力・活動（複数回答）

	件数	構成比（％）
行事・催事に資金協力	216	46.1
会社周辺の清掃活動	128	27.3
行事・催事に人的協力	100	21.3
小学校・中学校等の「総合学習」に協力	97	20.7
地域の防犯パトロール	65	13.9
大学生のインターンシップの受け入れ	47	10.0
地域の消防活動	45	9.6
障害者等の就労実習の受け入れ	28	6.0
高校生の職場実習の受け入れ	26	5.5
行事・催事に場所を提供	23	4.9
生涯学習、地域住民への開放	8	1.7
その他	16	3.4
なし	109	23.2
サンプル数	469	

問 55 と問 58 . 地域経済活性化・まちづくりに、（可能な範囲で）資金的協力、人的協力の考え

	資金的協力		人的協力	
	件数	構成比（％）	件数	構成比（％）
既に協力している	33	7.0	72	15.4
今後、積極的に協力したい	46	9.8	53	11.3
今後、少しなら協力しても良い	197	42.0	186	39.7
協力したいとは思いますが難しい	130	27.7	103	22.0
協力しようとは思わない	52	11.1	28	6.0
不明	11	2.3	27	5.8
サンプル数	469	100.0	469	100.0

（１）地域振興計画における初期段階から多くの市民の主体的参加を

同友会会員は、総合学習に協力するなど、地域の活動に比較的積極的に参加していますが、それでも、自社が立地する市町村に TMO が存在するかどうかについての質問では、「存在する」17.3%、「存在しない」4.9%に対して、「分からない（知らない）」が76.1%にものぼっていました。

また、TMO に出資している経営者（企業）は7.7%（商工会議所等を通じての出資を含む）、出資している経営者（企業）は、0.4%と低い状況でした。

少子高齢化の進展及び人口減少社会の到来、地域間格差の拡大に対応した地域経済の抜本的な再構築がもとめられます。そのためには、地域の中小企業と住民が多く参加する地域産業政策の総合的系統的な実施が必要と考えます。

地域産業振興、中小企業活性化基本条例を制定し、中小企業を中心とした地域振興の基本理念の確立と支援体制・予算措置の強化を求めます。

まちづくり条例の制定等による「コンパクトなまちづくり」、高齢者など「歩いて暮らせるまちづくり」の具体化、および「中心市街地の活性化に関する法律」に基づく基本計画の具体化において多くの中小企業と住民の主体的参加を促されるよう要望します。また、「まちづくり政策の公募システム」など地域資源を有効活用できる集約システムを確立してください。

上記のシステムにそって出された様々な意見を、具体的な政策立案へ導く「まちづくりのスペシャリスト」を、随時派遣ではなく、各地方自治体で育成し、専門機関として常設してください。

同友会内においても、さらなる啓蒙活動、参加への呼びかけをおこないますが、愛知県としても、中心市街地に立地していなくても、参加の意思・意欲がある企業、個人に対する支援をお願いします。

## (2) 地域コミュニティの主体となる商店街活性

まちの治安、自治など、地域コミュニティの核として、商店街の果たす役割は大変重要であり、いわば商店街問題はまちそのものの問題であるといえます。そこで商店街がより活性化するため、以下の各個店の魅力強化を行う政策の充実を要望します。

商店街活性化の「リーダー育成塾」を充実してください。

商店後継者育成の一環として、地域の小学校、中学校、高校、大学などと連携し、各商店街の見学や実習、職業訓練などを行い、「働くことの大切さ」「身近な商店街の魅力」が実感できる制度を確立してください。

商店街は様々な店舗があっこそ魅力を増します。商店街の不足業種を補う「商店主公募」「店舗の家賃補助」などの支援策を充実してください。

あわせて各個店の魅力を引き上げるため、複数の同一業種を意識的に配置し切磋琢磨する関係をつくりだすシステムを構築してください。いずれもこれらの政策立案には、商店主以外の住民参加で立案してください。

## (3) 市町村におけるまちづくり条例の制定を促してください。

「中心市街地活性化やまちづくりの取り組みは、貴社の活動にとって重要と考えているか」の質問に関して、「非常に重要」(28.4%)「少し重要」(36.2%)と、あわせて65%(約3人に2人)の経営者がその重要性について認識しています。

そこに生まれ育った人も、現に住んでいる人も、これから越してくる人も、誇りの持てる、住みやすいまちは多くの人の願いです。どのような「まち」にしていくのかを、多くの人の合意形成をへて考えだされた「まちづくり基本条例」にすることが必要と考えます。また、規制緩和の名の元に、地域の実情を無視した開発が目につきます。元来、開発行為は地域の実情を考慮して行われてこそ安全や住みやすさが保障され、結果としてコスト削減になります。多くの市民の声を聞き、さらに熟成さ



せ、ルール（社会的規制）を作る必要があります。まちづくり条例の設置・推進をお願いします。

問 45 . 中心市街地活性化や「まちづくり」の取り組みは、貴社の活動にとって重要と考えているか

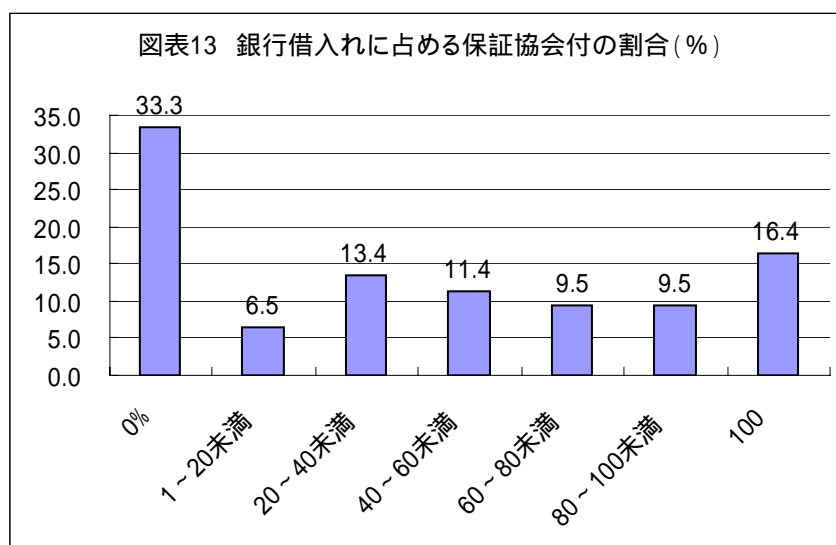
	件数	構成比 (%)
非常に重要であると考えている	133	28.4
少し重要であると考えている	170	36.2
あまり関係がないと考えている	142	30.3
関係がなく重要でないと考えている	16	3.4
不明	8	1.7
サンプル数	469	100.0

## 第9章 金融に関して

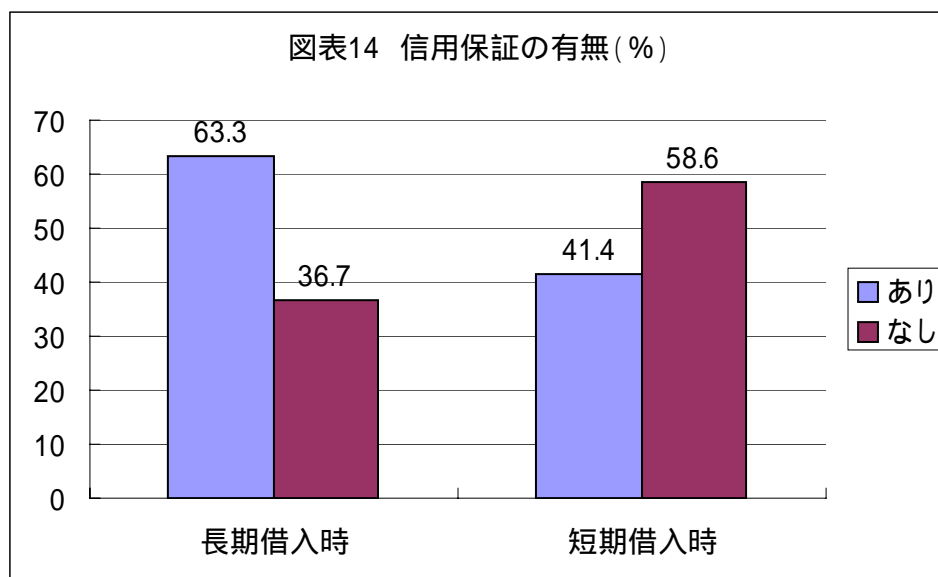
中小企業金融においては「リレーションシップバンキング」の機能強化により、担保や保証人に頼らず、中小企業の経営力を様々な角度から判断する融資のあり方が注目され始めていますが、まさに制度融資こそがその手本になるべきだと考えます。中小企業が連鎖倒産の危機に直面するなど、明日の生活に困った時に、親身に相談に乗ってもらえるようなきめ細かい環境整備が求められています。

### (1) 愛知県信用保証協会の運用について

当会の最近の「金融調査」(2005年9月、回答349社)では、「銀行借入れのうち、保証協会付きの割合は金額ベースでどのくらいの割合をしめますか」という質問に対する回答は以下であり、保証協会の保証付き融資は「なし」(0%)が3分の1、1~60%未満が3分の1、同様に60%以上が3分の1という結果になっています。さらに、100%保証協会付きという企業も16.4%存在しており、保証協会の利用がきわめて活発であるということです。なかでも「60%以上」という保証協会付きに強く依存しているのは、メインバンク別では地銀・第2地銀(44.3%)であり、規模別には10人未満(56.6%)で、業種別には建設業(51.4%)となっています。



さらに、以下のようにメインバンクからの長期・短期借入れ時の保証協会利用状況においても、長期借入れ時6割強、短期借入れ時4割強が信用保証協会の保証付きで融資を受けており、中小企業が保証協会の保証によって支えられていることを端的に示しています。



また「部分保証」の導入や「信用保証範囲の圧縮」がいわれる中で信用保証協会にたいする意見を聞いた文書回答(回答数92)であり、「特になし」が43.5%、「意見あり」が56.5%となりました。「意見あり」では、現在の信用保証のあり方の「拡充」を求める要望が強く、具体的には、保証料の引き下げ、保証料をとるならば、保証人、担保を緩和せよ、圧縮が行われると貸し渋りや銀行の態度が懸念される、という3つに大別することができました。

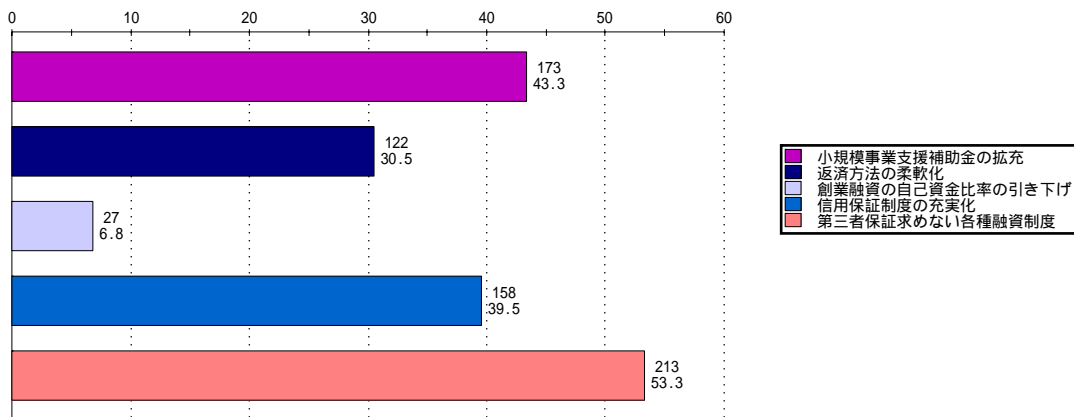
保証協会は「公的資金」との理由で「債権カットに応じない」「保証人の免責にも応じない」という、民間金融機関に比べても極めて硬直した運営がなされていましたが、2005年度、中小企業庁による「求償権の放棄に係る基準」が出され、一定基準を満たす場合、保証協会の有する債権の一部が放棄されることになりました。今後は、再建アドバイザー業務を立ち上げ、現役を退いた中小企業経営者や幹部のマンパワーを活用するなど、柔軟でかつ幅広い再建支援を講じて下さい。

## (2) 新規創業・事業再建がしやすい新しい制度融資の創設と金融環境整備を

同友会がかねてより要望していました連帯保証人制度の廃止が、2006年度より全ての無担保融資について原則撤廃されることになりました。ただ、決算書や中小企業信用リスク情報データベース(CRD)に頼った保証審査が中心となることから、銀行のプロパー融資と変わらない融資になるのではないかと懸念されるところです。リレーションシップバンキングの考え方にそって数値に表れない定性評価も重要な判断基準として下さい。

また、当会の最近の調査では以下のように、信用保証制度に関して、まだまだ「第三者保証が必要」という認識をもっている経営者が多いのが現状です。制度の変わったこと等を広く知らせるようにして下さい。

問69．制度金融への取り組みについて



2006年4月1日より一部の制度融資を除いて、0.50%～2.20%まで9区分の保証料率が新たに設定されましたが、貸し出し金利を加えると4%にもなり、とても制度融資に相応しいものとは思えません。東京都では保証料補助を行っているなどの参考事例もありますので、愛知県として十分な緩和措置を講じて下さい。

合わせて、代表者の個人保証を徴求する場合でも改正「民法、破産法」の流れを踏まえ、「有限責任」の範囲にとどまるよう国に対して更なる改革を要望して下さい。

### (3) 借りやすく返しやすい制度融資の確立と地域にやさしい金融システム構築を

中小企業の成長性を評価するためには、従来型の定量評価重視の判断では不十分です。今後は数値に表れない定性評価をどう考えるかが重要になってきます。例えば、後継者を育成しているか、社員が生き生き働いているか、現場は整然としているか、経営者の姿勢はどうか、地域から信頼される企業になっているかなど、他にも成長性の要因となる事柄は多数あります。そのためには「評価委員会」が該当企業を丹念に訪問することが必須条件となります。是非、積極的に地域を訪問する活動を取り入れて下さい。

### (4) 政府系金融機関の整理・統合について

今後、政府系金融機関の統廃合が進む方向ですが、地域の中小企業に親身になった円滑な資金供給ができるような環境整備が必要です。したがって、統廃合されたとしても政府系金融機関が、これまで以上に中小企業の立場に立ってその役割が発揮できるように指導・監督されるように国に要望して下さい。

県の融資制度や助成制度の新設・改訂にあたっては、中小企業が利用しやすく、活性化させる方向で取り組んでください。その節には中小企業家の声を集めるなどしてください。また必要な場合、そのための意見を聞くなどの会議を開催ください。

あわせて県の融資や助成承認にあたっては、担当職員の「目利き」力を高めていくとともに、学識経験者や企業家などからなる「目利き委員会」等を設けてください。

円滑な資金需給や利用者利便などの視点から金融機関の活動を評価・公開する金融アセスメント制度、「地域と中小企業の金融環境を活性化させる法律案」(仮称)を法制化することを国に要望

してください。

## 第10章 税制に関して

景気回復が進んでいると言われますが、まだまだ多くの中小企業には実感がなく、流通分野は依然として厳しい状況が聞かれます。消費マインドにやや改善が見られますが本格的な民間消費支出拡大には至っていません。こうした中で、給与所得の各種控除縮小や消費税増税は中小企業経営に致命的な影響を与えます。消費税増税を断念するよう国に要望して下さい。

2006年度税制改定において、「特殊支配同族会社」オーナー社長の給与所得控除額を損金不算入とする制度が創設されました。政府の見解では「特殊支配同族会社」は法人企業の2%程度との試算でしたが、大阪同友会が調査したところ、その17.2倍にもものぼる34.4%の企業が対象となることが判明しました。この制度は十分な議論と周知がなかったこと、中小法人の法人格を税法上否定するものであること、給与には所得税を課税された上に法人税を課税することは二重課税になることなど、多くの中小企業への負担増と同時に問題の多い制度です。創設はされましたが、運用段階で実施しないように国に働きかけて下さい。

## 第11章 最後に

アンケート結果でもわかりますように、当会は、元気な中小企業団体であり、大学・行政と連携し地域社会に貢献しております。中小企業は、時代がどんなに変化しても、国民の要望に応えた商品を生産し、流通とサービスを提供して地域社会の雇用を支える位置にあります。行政と積極的に連携し、中小企業施策を展開し、地域の生活の安定と繁栄を確保することは、私たち中小企業に課せられた課題であり、家族関係者を含めるとやく10万人の生活を支える私どもの責務であることを自覚しています。

その意味からも、同友会では「中小企業憲章」制定を提唱しており、その趣旨を地方公共団体にも徹底するため、「中小企業地域活性化条例」の制定を求めていますと考えております。今後とも当会の会員の要望を聞き、県独自の政策への協力を図っていきたく存じます。